

広島県公安委員会告示54号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年7月16日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
6 P04 22	告示の日 (令和8年7 月16日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	e A Cわんわんセ レブレーションG A	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号)	左同
610177	同上	同上	e グランベルムH T B 2	株式会社サンスリー 代表取締役 金沢 学模 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号)	左同